

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事務局備品貸出規程

(目的)

第1条 いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事務局（以下「事務局」という）は、県民が e スポーツに触れる機会を増やし、e スポーツに対する理解と関心の促進を図るとともに、e スポーツを活用したビジネス展開や地域活性化の取組を支援することを目的に、事務局が保管する備品の貸出を行う。

(貸出備品)

第2条 貸出の対象となる備品は、別紙「貸出備品一覧」に定めるものとする。

(貸出対象者)

第3条 貸出の対象者は、原則として、いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会の会員とする。

(貸出期間)

第4条 1回の貸出期間は貸出日及び返却日を含め、原則として5日以内とする。なお、返却日が土曜、日曜、休日に当たる場合は、その前日に返却する。

(貸出料金)

第5条 貸出の料金は無料とする。

(貸出申込)

第6条 貸出を希望する者（以下「申請者」という）は、様式第1号「使用許可申請書兼誓約書」に必要書類を添えて、貸出を希望する日の1ヶ月前から3日前（休日・祝日を除く）までの期間内に事務局へ電子メールで提出しなければならない。

(貸出審査)

第7条 事務局は前条の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、様式第2号「使用許可書」を申請者に交付する。なお、使用目的が営利目的であると判断される場合は、貸出の対象外とする。

2 事務局は備品の貸出に当たり、必要に応じて条件を付す事ができる。

(貸出・返却方法)

第8条 貸出及び返却は、事務局が指定する場所で行う。

2 申請者は備品の貸出を受ける際、申込者本人であることを確認できる書類（自動車運転免許証等）を事務局に提示する。事務局は申込者本人であることを確認した後、備品を貸し出す。

3 貸出・返却は平日の10時から17時の間のみ可能とする。

- 4 貸出・返却に関する備品の運搬作業及び運搬費用は全て申請者の負担とする。
- 5 申請者は備品を返却する際、様式第3号「備品活用報告書」を事務局に提出する。

(禁止)

第9条 申請者は、貸出を受けた備品を申込み時の使用目的及び使用場所以外で使用してはならない。

- 2 申請者は如何なる理由であっても、第三者への転貸をしてはならない。

(貸出の中止)

第10条 事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、現に使用中の場合であっても、その使用を中止することができる。この場合において、その取消しにより申請者又は第三者に損害が生じても、事務局は一切の責任を負わない。

- (1) 備品が故障等の理由により供用できないとき。
- (2) 使用団体が法令若しくはこの規則の規定又は前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用団体が偽りその他不正の行為により前条第1項の許可を受けたとき

(弁済)

第11条 申請者は、貸出備品を亡失し、又は損傷したときは、同一の備品又はこれに相当する代価をもって弁済しなければならない。

(使用許諾)

第12条 申請者は、貸出の対象となる備品を使用して計画するイベント等で使用する予定のゲームタイトルの使用許諾について、当該タイトルの権利を所有する企業等に対し、自らの責任で申請を行い、許諾を得るものとする。

付 則

この規程は、令和2年7月17日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月10日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年9月19日から施行する。

(別紙) 貸出備品一覧

	種類	メーカー・型式	数量	備考
1	モニター	I/O DATA LCD-GC251UXB	4 台	24.5 型
2	ゲーミングヘッドセット	logicool G431	10 台	
3	LANケーブル	Buffalo BSLS6ANU100BK	12 本	
4	スイッチングハブ	ELECOM EHC-G08MN2-HJB	2 台	
5	HDMI 分配器	Keliiyo HDMIQHQ01	3 台	
6	HDMI ケーブル	Snowkids WWG-03	8 本	

様式第1号（第6条関係）

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事務局備品使用許可申請書兼誓約書

年　月　日

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事務局 宛

申請者(団体)名	
申請者所在地	
代表者名	
担当者名	
担当者連絡先	

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事務局機材等貸出規程第6条の規定により、次のとおり申請します。

貸出期間	年　月　日　午前・午後　時　から 年　月　日　午前・午後　時　まで
使用する備品 及び台数	
使用内容	
使用場所	
使用に関する 誓約事項	<p>備品の借受けに際して、次の事項を誓約します。</p> <p>1 備品の使用に際し、故意又は過失に関わらず亡失又は損傷したときは、その弁済費用すべて全て私が負担します。</p> <p>2 その他、いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事務局備品貸出規程を遵守し、かつ、事務局の指示に従って使用します。</p>

※ 申請にあたっては、①申請する団体の概要及び活動の内容がわかるもの、②貸出機材を使用するイベント等の実施内容が確認できる書類（企画書・パンフレットの写し等）、③その他、事務局が必要と認める書類、を1部添付してください。

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事務局管理備品使用許可書

様

いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事務局

年　月　日付けで申請のあった標記については、次のとおり条件を付し備品の使用を許可します。

貸出期間	年　月　日　午前・午後　時　から	年　月　日　午前・午後　時　まで
	使用する備品及び台数	
使用内容		
使用場所		
(付する条件)		
貸出備品の使用に際しては以下の点を遵守ください。		
1 許可内容に変更等が生じた場合は、速やかに申し出てください。 2 使用前・使用後には必ず点検してください。 3 上記のほか、いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事務局貸出規程を遵守し、かつ、事務局の指示に従って使用してください。		

※使用される際には必ず本書をお持ちください。お忘れになられた場合は貸出しできません。

貸出窓口	返却窓口

様式第3号（第8条関係）

年　月　日

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事務局管理備品使用報告書

(提出先)

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事務局 宛

申請者(団体)名
申請者所在地
代表者名
担当者名
担当者連絡先

年　月　日付けで申請を行った標記備品について、いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事務局備品貸出規程第8条第5項の規定により、次のとおり報告します。

使　用　団　体	
貸　出　期　間	年　月　日　午前・午後　時　から 年　月　日　午前・午後　時　まで
使　用　し　た　備　品　及　び　台　数	
使　用　内　容	
使　用　場　所	
備　考	毀損の有無等 ※使用したイベント等の結果（参加者数等）を記載してください。